

# こんなとき、こんな

## 共済組合の短期給付 (請求期間は給付事由が生じた日から2年間です。)

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で診療を受けるとき。	<p>【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100)</p> <p>【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)</p>	自 動 給 付
入院時食事療養費・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき。	<p>【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を控除した額</p>	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき。	<p>【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100)</p> <p>【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100)</p> <p>【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)</p>	
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	<p>【法定給付】 自己負担額から所得区分による限度額を控除した額 ※現物給付を希望する場合は、事前に限度額適用認定証の申請手続きが必要ですが、限度額適用認定証を窓口で提示した場合は現物給付のため支給されません。</p>	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えるとき。	<p>【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額 (毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)</p>	
高額介護合算費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき。	<p>【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100)</p>	
療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具購入や輸血などを受けたとき。	<p>【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)</p>	
移家送送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき。	<p>【法定給付】 組合員・実費(法定基準) 被扶養者：実費(法定基準)</p>	
出家産出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	<p>【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は420,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は404,000円)</p> <p>【附加給付】 50,000円</p>	
埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	<p>【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100</p>	
弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	<p>【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分</p>	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき	<p>【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月)</p>	
傷病手当金	組合員が公務外の傷病で勤務できないとき	<p>※平均標準報酬日額＝支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入)</p> <p>※報酬が支給される場合は給付額が調整されます</p>	
休業手当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	<p>【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます</p>	
育児休業手当金	組合員が育児休業となったとき	<p>【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり</p> <p>支給期間：育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで (一定の要件を満たす場合は延長あり)</p>	
介護休業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	<p>【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間：介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます</p>	
出産手当金	組合員が出産のため勤務できないとき	<p>【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間：出産の日以前42日～出産の日後56日まで ※平均標準報酬日額＝支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入)</p> <p>※報酬が支給される場合は給付額が調整されます</p>	

◎法定給付の詳しい手続等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

請求による給付